

鳥取県告示第32号

鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43条。以下「条例」という。）第5条第2項の規定に基づき、建築物又はその敷地と道路との関係に関する制限についての条例の規定の一部を適用しない区域を平成24年1月20日承認したので、同条第3項の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県中部総合事務所生活環境局建築住宅課において縦覧に供する。

平成24年1月20日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

- 1 承認をした区域 三朝温泉街地区（関係図面に示すとおり）
- 2 適用しない規定 条例第6条第1項